

議長	副議長	局長	次長	議事係長	議事係

厚生常任委員会会議録			
日 時	令和2年 6月24日 (水)	開 議	午後 2時00分
		散 会	午後 5時20分
場 所	第2委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	川畑委員長、高橋（龍）副委員長、丸山・高橋（克幸）・須貝・山田各委員		
説明員	生活環境・医療保険・福祉・病院局小樽市立病院事務各部長 ほか関係理事者（保健所長、医療業務担当部長欠席）		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

会議に先立ちまして、本日は人事異動後、初の委員会でありますので、異動した説明員の紹介をお願いします。

(説明員紹介)

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋克幸委員、須貝委員を御指名いたします。

この際、委員長より一言申し上げます。

本日の当委員会につきましては、本市において新たに新型コロナウイルス感染症に関連した感染者が発生したことが発表され、市がその対応を行う必要があることから、開議時刻を13時から14時へ変更いたしました。

また、それに伴う当委員会の対応としまして、新型コロナウイルス感染症に関連した業務を行う必要があることから、本日は新型コロナウイルス感染症関連事務及び保健所所管事務に関する質疑を先に行うことで、保健所職員がなるべく早く職場に復帰できるようにしたいと思っておりますので、各委員の御協力をお願い申し上げます。

この際、説明員から発言の申出がありますので、これを許します。

○(保健所)次長

新型コロナウイルス感染症に関連した患者の発生について報告いたします。

本日公表した新型コロナウイルス感染症の発生について、資料を御覧ください。

昨日、6月23日に本市20例目から28例目、道内1,201例目から1,209例目となる9名の感染患者が確認されました。本市といたしましては5月8日に感染者の確認をし、5月9日に保健所から公表して以来、46日ぶりとなります。今回は一度の発生数としては、これまでにない件数となり、保健所としても今後の市内における感染拡大について、大きな危機感を持っているところであります。

今回、感染が確認された方々は市内花園にある飲食店において、日中にカラオケを利用されていた方々と、その家族などであります。現在のところ、感染の経過や行動歴、濃厚接触者などにつきましては調査中のものが多くなっておりますけれども、それぞれの事例につきまして、資料により御確認いただきたいと思います。

個々の説明は省略させていただきますが、年代といたしましては非公表の方を除くと60歳代から80歳代で、いずれの方々につきましても症状としては軽症、もしくは無症状となっております。

市内20例目、21例目の2名については、昨日6月23日に市内指定医療機関に入院となっており、他の7名の方々につきましては本日中に市内指定医療機関への入院に向け、調整を進めております。

今回の事例につきましては、大きな感染者の集団、クラスターに当たると考えておρισして、重大な事案と捉えております。9例のいずれにおきましても行動歴や濃厚接触者、感染拡大の防止に向け調査を続けてまいります。

今後、必要な情報につきましては、患者の人権や個人情報の保護に留意しつつ、判明次第お知らせしてまいりたいと考えております。

○委員長

それでは、報告に入る前に一言申し上げておきます。

今、夏季における軽装についてでありますけれども、皆さん上着を着ている方で、もし暑ければ脱いで結構ですので、その間また換気もしたいと思いますので、よろしくお祈りいたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申出がありますので、これを許します。

「新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免について」

○（医療保険）国保年金課長

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免について報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

本市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付が困難になった世帯に対する減免制度を6月11日から開始いたしました。

まず、減免の対象となる方についてですけれども、資料の一番上の①ですが、主たる生計維持者が当該感染症に感染し死亡、または重篤な傷病を負った場合は、保険料が全額免除となります。

それから②ですが、当該感染症の影響によりまして、主たる生計維持者の本年の事業収入、給与収入等のいずれかの収入について、令和元年と比較いたしまして3割以上の減少が見込まれるほか、何点かの要件に該当する場合、減免の対象となりまして、保険料の一部が減額となります。

実際に減免となる額の計算方法につきましては、各保険制度により若干異なりますけれども、保険料総額に令和元年の所得総額に占める減少した所得の割合を乗じたものを減免対象の保険料額といたしまして、それに対して令和元年の所得の合計額に応じた減免割合を掛けてという形で決まる仕組みとなっております。

減免の対象となるのは、令和2年2月1日以降、令和3年3月31日までの間に納期限の来る保険料となっております。なお、減免の基準等については、いずれも国が示しているものではありませんけれども、この国の示す基準により、各市町村が減免を行った場合につきましては、全額国から財源措置があることとなっております。

申請書の提出につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、原則郵送によるものとしております。

制度の周知につきましては、各報道機関への報道依頼や市庁舎及び各サービスセンターでのポスター掲示、広報おたるへの記事掲載のほか、リーフレットの新聞折り込みや町会回覧、STVの小樽フラッシュニュースの放送などにより、多くの人に伝わるように周知に努めているところであります。

○委員長

「第6期小樽市障害福祉計画」、「第2期小樽市障害児福祉計画」の策定について」

○（福祉）障害福祉課長

「第6期小樽市障害福祉計画」及び「第2期小樽市障害児福祉計画」の策定について、報告いたします。お配りした資料を御覧ください。

まず、「1 概要」ですが、障害福祉計画は障害者総合支援法に基づき、全国の自治体で策定が義務づけられており、平成18年度から3年ごとに策定しております。

第5期障害福祉計画が令和2年度までを期間としていることから、第6期障害福祉計画は令和3年度から5年度までの計画として策定いたします。また、障害児福祉計画は平成30年4月に児童福祉法の一部改正により計画の策定が義務づけられたもので、第2期障害児福祉計画を第6期障害福祉計画と一体のものとして策定いたします。

次に、「2 計画策定に係る国の基本的理念」は、自己決定の尊重と意思決定の支援などが掲げられており、これらの理念などに基づき、計画の策定を検討していくものです。

次に、「3 関連計画との位置づけ」ですが、第7次小樽市総合計画の障害者福祉施策や平成29年度に策定した小樽市障害者計画及び今年度策定される小樽市地域福祉計画との整合性を図るものですが、今回策定する計画は障害者計画の一部である障害福祉サービスや相談支援の提供体制にかかるものであります。

資料をめくっていただきまして、「4 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項」ですが、障害福祉サービスや相談支援等の利用見込み量やそれらに対するサービス等の提供体制の整備などについて盛り込むものです。

次に、「5 検討体制」ですが、障害福祉団体、関係機関、市の関係部局で構成される小樽市障がい児・者支援協

議会の各部会で、それぞれ（２）に記載しております内容について検討するとともに、計画の素案などを協議会で協議するものです。また、精神障害や難病患者の業務を行っている保健所や、子育て支援室、こども発達支援センター、学校教育支援室など、関係各課とも連携しながら策定に向けて進めていくものであります。

次に、「６ スケジュール」ですが、９月下旬から１０月に向け、当事者や事業所等の意見を聞き取りし、１１月に素案を協議会に諮るものです。

１２月に厚生常任委員会に計画の素案をお示しさせていただくとともに、１月にパブリックコメントで市民の皆様
の意見を聞くものであります。

３月に完成した計画を厚生常任委員会に報告し、３月に計画策定について市のホームページで公表いたします。

○委員長

「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」

「イヌサフランの誤食による食中毒の発生について」

○（保健所）次長

新型コロナウイルス感染症に関する対応について、令和２年第１回定例会以降の経過について報告いたします。

資料を御覧ください。

経過につきましては、新型コロナウイルス感染症は世界的な拡大を続け、３月１１日にWHOはパンデミック宣言を行いました。国内では３月１３日に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、本感染症に対する感染防止対策を進めてまいりましたが、各地で患者発生が続き、４月７日に国内７都府県に対する緊急事態宣言が行われ、その後４月１６日には全国が宣言の対象となりました。その後、専門家会議の提言を踏まえ、５月２５日には緊急事態宣言が解除となり、今後は３週間ごとに地域の感染状況を評価しながら、外出の自粛、イベント等の開催、施設の使用制限等を緩和していくこととなりました。

市内の患者発生についてですが、資料は６月１８日現在ということでの数字を載せておりますけれども、本日の９名の患者発生を踏まえ、数字を申し上げますと、陽性累計が２８名、現在患者数が９名、この９名はいずれも軽症、中等症です。死亡者は２名、陰性確認が１７名となります。

次に、PCR検査につきましては、３月１２日から保健所での検査を開始しました。その後、検査の正確性に不具合が生じたため、４月２１日より一時検査を休止しましたが、北海道の指導などを頂きながら、５月１３日から検査を再開しております。休止期間中も必要な検査は北海道に依頼し、実施しております。

なお、PCR検査の実施につきましては、医師が必要と判断した場合には、全て実施しているところであります。資料の数字は６月１８日現在となっておりますけれども、本日現在の数字を申し上げますと、述べ検査件数が２９２件、陽性が２８名、陰性が２６４名となります。

次に、帰国者・接触者相談センターについてですが、本年２月７日にセンターを設置して以来、相談件数は資料のとおり６月１８日現在でいきますと、累計３,４４８件、内訳として市民からの相談が累計２,５９５件、医療機関からの相談が４９２件、その他３６１件となっております。

相談体制ですが、平日は健康増進課内の保健師全員で対応し、夜間・休日につきましては、保健所管理職を含む輪番体制を取り、２４時間体制で相談に当たっております。

最後に、保健所の今後の取組についてですが、緊急事態宣言の解除を受け、市民に対し、咳エチケットや三つの密を避けるといった新しい生活様式を日常生活において実践していただくよう、様々な機会を通じ、呼びかけてまいりたいと考えております。また、今般の感染者の発生の状況に鑑みまして、引き続き、感染拡大の防止に努めるとともに、病床確保と医療調整にも取り組んでまいります。

次に、イヌサフランの誤食による食中毒の発生について報告いたします。

自宅の庭に生えていたイヌサフランを行者ニンニクと間違えて食べたことが原因で、食中毒が発生いたしました

ので報告いたします。

令和2年5月11日、市内の医療機関から、庭に生えている行者ニンニクと思われる植物を食べた数時間後に、嘔吐等の症状があり入院している患者について、イヌサフランの誤食による食中毒と判断したとの届出がありました。保健所が調査したところ、5月5日、午後7時頃、市内の自宅の庭に生えていた植物を行者ニンニクと思い、いためて喫食し、その3時間後に数回の嘔吐、手指のしびれを感じたため、翌日に医療機関を受診したが、その後症状が悪化したことから、5月7日に市内医療機関に入院したことが判明しました。

5月11日に患者宅の庭を確認したところ、行者ニンニクと類似する植物2種類を発見したため、北海道立衛生研究所に鑑定を依頼したところ、有毒植物であるイヌサフラン及びドイツスズランと断定されました。患者が植物を採取した場所と同じ場所に2種類の有毒植物を確認しましたが、症状がイヌサフランによる食中毒症状と一致することと、医師からイヌサフランの誤食として食中毒患者発生届があったことから、イヌサフランを「行者ニンニクと誤食した原因」。施設が、「家庭による食中毒」と判断いたしました。

保健所では再発を防止するため、報道発表とホームページへの掲載により、市民への注意喚起を行いました。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について説明を求めます。

「議案第6号について」

○（生活環境）戸籍住民課長

議案第6号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、令和2年5月25日施行でマイナンバーカードの通知カードが廃止されました。これに伴い、通知カードの再交付申請ができなくなりましたので、当該再交付にかかる手数料を廃止するとともに、通知カードの廃止に伴う省令名の変更等、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は公布の日となっております。

○委員長

「議案第7号について」

「議案第8号について」

○（福祉）こども育成課長

議案第7号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、配付資料に基づいて説明いたします。

本条例は、認定こども園や保育所などの特定教育・保育施設と家庭的保育事業や小規模保育事業などの特定地域型保育事業についての利用定員や運営に関する基準を定めているものでありますが、この条例では、平成26年内閣府令第39号特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を引用しております。いわゆるリンク方式となっております。

このたび、令和2年4月1日付公布、施行により、引用しております内閣府令が一部改正されたことから、本条例におきましても、改正後の内閣府令のとおり適用するため、所要の改正を行うものであります。

内閣府令の改正内容は、配付資料のとおりでございますけれども、5枚目にA4横のポンチ絵をつけてございまして、そちらの絵を基に説明申し上げますと、四角で囲ってあります地域型保育、これは原則ゼロ歳から2歳までの児童が対象となりますが、地域型保育の提供終了後も引き続き認定こども園や幼稚園、保育所において教育、保育の提供が受けられるよう、地域型保育を行う事業者は連携協力する特定教育・保育施設、つまり認定こども園ですとか幼稚園、保育所を確保するとされております。

このたびの改正は、引き続き教育、保育の提供が受けられるよう、市長が必要な措置を講じているときは地域型

保育を行う事業者が連携施設を確保することについて定める規定について、適用しないこととすることができるとするものであります。本市の条例改正につきましては、内閣府令の改正内容を全て引用するため、条例附則の適用する基準内閣府令について改正を行うものであり、条例の施行期日は公布の日からとしております。

続きまして、議案第8号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、配付資料に基づきまして説明申し上げます。

本条例は、市町村が認可する家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の設備や運営に関する基準を定めるものであり、この条例では平成26年厚生労働省令第61号家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を引用しております。こちらもいわゆるリンク方式となっております。

このたび、令和2年3月26日交付、令和2年4月1日施行により、引用しております厚生労働省令が一部改正されましたことから、本条例においても改正後の厚生労働省令のとおり適用するため、所要の改正を行うものであります。

厚生労働省令の改正内容は配付資料のとおりでございますが、初めに連携施設の確保の緩和につきましては、先ほど議案第7号で説明した趣旨と同様であります。こちらは児童福祉法第6条の3第9項から第12項に定める家庭的保育事業や小規模保育事業などについての基準となります。

二つ目の居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと認める場合の明確化につきましては、先ほどA4横のポンチ絵を御覧いただきましたけれども、そこで四角で囲ってある中にもう一つ四角で囲っている部分があるのですが、ここの部分の事業が居宅訪問型保育事業となりますが、ここにおきまして今までも認められておりました保護者の身体上、精神上、環境上の理由を条文に明記することで、家庭において乳幼児を養育することが困難な場合を明確にするものであります。

本市の条例改正につきましては、基準省令の改正内容を全て引用するため、条例附則の適用する基準省令について改正を行うものであり、条例の施行期日は公布の日からとしております。

なお、現在小樽市におきましては家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業についての認可施設はないことを申し添えます。

○委員長

これより、新型コロナウイルス感染症関連事務及び保健所管事務に関する質疑に入りたいと思います。

なお、順序は、自民党、共産党、公明党、立憲・市民連合の順といたします。

自民党。

○須貝委員

◎新型コロナウイルス感染症に関連した患者の発生について

それでは、まず保健所に質問させていただきたいと思います。

先ほど、今回の9名の患者の概略といいますか、お話を頂きました。何点かお聞かせください。

6月1日から多分この店は営業を開始されたと思うのですが、私はこれを見ていまして、夜はスナックとして営業していたということが少し引っかかっているのですが、この昼のカラオケ以外に夜のスナックも営業されているとして、来客状況というのはつかんでおられますでしょうか。

○（保健所）次長

お話のとおり、昼だけではなく夜も営業している店になるかと思えます。その来客状況については現在、調査中でございますので、どの程度の客がいたかということは、今後の調査によります。

○須貝委員

であれば、今回、店名が非公表になっているのですが、非公表で追跡調査ができるのかどうかというところが少

し懸念が残るのですけれども、いかがでしょうか。

○（保健所）次長

日中のカラオケに来られた方々については、店で名簿等も用意されておりまして、その関係の方々については、関係者が確定できるという状況にあります。それ以外のお客様について、確かにまだ追えていない部分がありますので、店名の公表について保健所といたしましても、経営者に対して再三にわたり依頼はしたところではありますけれども、なかなか意向に沿っていただけない部分がありましたので、保健所長の会見でもお答えしておりましたが、6月に入りまして、花園の地域でカラオケに行かれた方で心配がある方については、保健所にまずはお問合せを頂きたいということをお話をさせていただいておりますので、そうした対応を取っていききたいというふうに考えております。

○須貝委員

想定したよりかなり厳しい状況で、当初の方の感染力が強い可能性もありますので、ぜひそこら辺引き続きよろしくをお願いします。

保健所としては、この店にはもう立ち入られたのでしょうか。

○（保健所）次長

昨日の段階で店の経営者からお話を聞くこともありましたので、店に行って、その名簿を頂いたりというようなことはしております。

○須貝委員

その際、私は予算特別委員会でもこの件を質問させていただいているのですけれども、この店の感染防止対策というのはどのように取られていましたか。

○（保健所）次長

訪問させていただいた際、その後も経営されている方からお話を聞いたところでは、感染防止対策として、まず来店者への体調の確認ですとか、あとテーブルの消毒、カラオケマイクの消毒、その辺はしっかりされていたと。あとは従業員につきましても、通常はマスクを着用しているということで、ただ、来客されたお客様に対しては、マスクの着用を促してはいたけれども、皆さんが全て着けていたかとかということまでは、なかなか徹底できていなかったというようなことではお聞きしているところです。

○須貝委員

この件はこれで止めますけれども、そうすると心配したとおり、ほかの店でもやはり同様のケースが考えられますので、今回はこの特定のクラスターで何とか止めて、ほかに波及しないようにぜひ、また大変だとは思いますが、最善を尽くしていただきますよう、よろしくお聞きいたします。

◎新型コロナウイルス感染症に係る医療機関等の広域連携について

では、予定どおりの質問をさせていただきます。

これも保健所関連で、新型コロナウイルス感染症に関連してですけれども、広域連携に関してということで、後志管内でどのように連携しているかということをお聞きしたいと思います。

まず、小樽市立病院の今回の新型コロナウイルス感染症に関する病床の確保の状況を、もう一度お示してください。

○（保健所）保健総務課長

小樽市立病院の病床につきましては、現在21床確保しております。

○須貝委員

それでは、ほかの後志管内の病院、幾つか病床を確保している病院があると思うのですが、その病院について状況をお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

後志管内の病院の状況でございますけれども、倶知安保健所、岩内保健所に確認させていただきました。倶知安厚生病院につきましては、現在5床を確保しております。それ以外の病院につきましては、まだ現在病床を確保している状況にはないと確認しております。

○須貝委員

余市協会病院が一時期確保に動いたみたいなの新聞記事を見たような記憶もあるのですが、今のところ確認が取れていないということですね。そうしますと、これらの各病院での、倶知安厚生病院は5床と言っていますけれども、このキャパシティを超えた場合の受入れはどうなるのか。例えば、小樽市も21床のキャパシティを超えた場合の受入れはどうなるのかというのをお聞かせください。

○（保健所）保健総務課長

この病床を超えた場合は、小樽市の場合ですと、小樽市の新型コロナウイルス感染症対策協議会というのを医師会と小樽市立病院をはじめ市内三つの病院と立ち上げておまして、その中で小樽市立病院が逼迫してきたら次はこの病院を空けるとか、そういう段取りと申しますか、そういう話合いはついているところでございます。

また、軽症者につきましては、宿泊療養というものがあまして、北海道が用意しましたホテルに主治医の判断によりまして、軽症者につきましては、ホテルを北海道にお願いしまして、利用していただくということになります。これはあくまでも主治医の判断と御本人の同意の下に行われるものでございますけれども、そちらでの療養というふうになります。

○須貝委員

今、対策協議会という言葉が出ましたけれども、後志管内の広域の中で日々の情報共有とか交換というのはどのようにされているのですか。

○（保健所）保健総務課長

後志管内の医療機関、保健所との情報共有でございますけれども、3月16日から小樽市保健所が事務局になりまして、倶知安厚生病院、倶知安保健所、岩内保健所、岩内協会病院、余市協会病院、医師会と小樽市立病院をはじめ三つの病院、あと、消防本部に毎日無休で大体午後4時から4時半、5時ぐらいをめぐりに、それぞれの保健所管内の行政検査の状況ですとか、あとは倶知安保健所が倶知安厚生病院などの管内の病床を確認しますので、そちらの情報を小樽市保健所に頂きまして、小樽の状況も含めまして一斉にメールで、個人情報を入れていませんので、こういう状況ですということをお流ししています。それに基づきまして、それぞれの医療機関が、そろそろうちもいろいろ対応を考えなければいけないとかそういうような、院内感染対策ですとか、そういうことに役立てていただくための取組をしているところでございます。

○須貝委員

私も、予算特別委員会でも言いましたけれども、小樽市内の開業医の医師方の御不満とか御要望とか、そんなのもきちんと受け入れられる協議会になっているというふうに理解します。今後も、とにかく小樽市には我々小樽市民の健康、安全・安心を守っていただくのももちろんですが、後志地域の医療機関のリーダーとして、ぜひ役割を果たさなければならぬので、大変だとは思いますが、ぜひよろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○丸山委員

◎新型コロナウイルス感染症に関連した患者の発生について

まず今回、感染が判明した件についてお聞きします。

今回、9例の陽性者が出たということですが、これに関連して、ほかにも検査されている方がいらっしゃるかどうかと思うのですが、そういった方が今の時点で何人いるのかということをお聞きしてよろしいですか。

○（保健所）次長

本日もこのクラスターに関する検査もしてありますし、それ以外の検査もしているのですが、件数はこの場で確認は取れておりませんので、申し訳ございません。

○丸山委員

それと確認ですけれども、22例目の方と28例目の方は、市内の飲食店には行っていらっしゃらないということで、22例目の方は陽性者の御家族だというふうになっていまして、28例目の方も御家族でよろしいのかどうか、確認をお願いします。

○（保健所）次長

28例目の方につきましては、職業のところは自営業ということで、飲食店関係者という表記をしておりますけれども、この店の経営者ということになります。

○丸山委員

もう一つ、どこが初めなのかというか、この9人のうちで最初に感染が分かった方というのは判明していて、それがどこで感染したかというのは、今、分かっているのかどうかを確認させてください。

○（保健所）次長

この9名の方々が全てリンクがあるというのは事実ですけれども、どなたが初発で、どこから感染してきたかということについては、確認が取れていません。

○丸山委員

それについても調査中ということでよろしいですね。

◎新型コロナウイルスに係る接触確認アプリについて

そうしたら質問を移しまして、接触確認アプリについて確認をさせていただきたいと思います。

自分が濃厚接触者となった場合に、スマートフォンに通知が来るということですが、この通知が来た後、どのようにすればいいのかということをお聞かせください。

○（保健所）次長

濃厚接触者となった場合の通知が来た場合には、帰国者・接触者相談センターであります小樽市保健所に御連絡を頂いて、御相談いただければというふうに思っております。

○丸山委員

相談した場合は、この接触確認アプリで通知が来たから濃厚接触者だと、感染疑いがあるということで御相談をするわけですから、相談した人は当然検査をしてほしいというふうに思うのですが、実際に、すぐに検査というふうな手続になるのかどうかお答えください。

○（保健所）次長

相談があってすぐに検査になるかということかと思いますが、やはりその方の症状ですとか、感染者と接触したかどうかの行動歴などをお聞きした上で、感染の疑いが生じた場合には検査につなげることになると思いますが、そういう経過がなければ、取りあえずは様子を見ていただくというような対応にもなるかというふうには思います。

○丸山委員

そうすると、この接触確認アプリを使っていなくても、例えば何かの症状が出たと、もしかしたら感染しているかもしれないということで相談する場合と、あまり変わらないかと思うのですが、どんな見解ですか。

○（保健所）次長

自ら症状を感じた場合に相談していただくのはもちろんですが、このアプリを入れていただいて、無症状の場合でも、必要があれば検査につながる場合もあると思いますので、とにかく多くの方にこのアプリを導入していただいて、いろいろな場面で陽性者との接触、そういった場面の確認ができるような体制を取っていくことが重要かというふうには考えております。

○丸山委員

自分でそういった症状がなくても、無症状の場合でも検査につながる可能性がこのアプリを使うことによってあるということで、理解をいたしました。

ただ、日本共産党としては、スクリーニング検査というか、もっと検査体制を拡充すること、抗体検査ですとか、抗原検査ですとか、検査の種類も増えてきていますので、検査体制を広げていただきたいというふうにもお願いをしていますので、そういった点でもまた引き続き検討していただくことをお願いして、終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎PCR検査を受けるまでの流れについて

保健所には2点、お伺いしたいと思います。

1点目はPCR検査を受けるまでの流れということで、一回整理をさせていただきます。

今、報告があったようにクラスターが出て、これからやはり相談が増えると思います。実は、こちらにも複数来ておりますけれども、同じような相談内容です。

一つは、発熱があって、それで心配で保健所に連絡をしました。保健所では、医師の診察を受けてくださいというふうに対応された。かかりつけ医のところに行ったら、いや、発熱があるのだったら熱が下がってから来てくださいと。心配なら保健所へ連絡してくださいと。堂々巡りの対応なのです。逆のケースもありました。かかりつけ医に行ったら熱があるのであれば、保健所へ相談しなさいと。保健所に相談したら、いや、医師の診断を仰いでくださいと。これはどこに行ってもどうすればいいのだという話です。

この一連の流れをもう一度整理したいと思いますけれども、どこから始めたらいいのか、こういうふうに両方とも対応してくれなかったらどうすればいいのか。この件について一回整理してください。

○（保健所）保健総務課長

PCR検査、行政検査を受けるまでの流れということで、まず相談の入り口のところで医療機関から御紹介、PCR検査をという指示というか、御要望があった場合につきましては全数対応しております。ただ、ここで今、委員がおっしゃったように、市民の方から保健所に御相談があった場合につきましては、やはりお気持ちは大変重々、すぐに検査を受けて不安を解消したいというお気持ちはもちろん分かるのですが、行政検査ということで、一定の基準といいますか、医師の判断を一つ入れて、そこで鑑別診断も含めて必要であればさせていただくという流れになっております。それで市民の皆様がかかりつけ医がないということで、では、かかりつけ医が診てくれなかった場合はどうしたらいいのかということにつきましては、保健所で見てくれるところを御紹介するというのもあるでしょうし、ただ、症状がない方につきましては、必ずしもまた医療機関を受診してくださいというふうにはならないものですから、症状のある方につきましては、休みのときは当番医や夜間急病センターに電話して、これからこういう方が行くので、保健所で確認したところ新型コロナウイルス感染症の可能性は極めて低いので御対応をお願いしますというようなことでお答えをさせていただいています。

ということで、堂々巡りという方も中にはいると私たちも把握はしておりますけれども、そこはもう医療機関の医師の判断というところもありますし、これからも新型コロナウイルス感染症対策協議会の中で市民の皆様が困らないような医療体制については、話し合いも、そういう課題なども提示しながら対応を進めていけたらいいかというふうに考えているところでございます。

○高橋（克幸）委員

やはりどうしても保健所に関わるわけですね、いずれにしても。なので、私は保健所に、これからたくさん相談があるかもしれませんが、少しきめ細かい対応を、市民の皆さんが困っているときに、では自分はどうしたらいいのだという判断がつかないわけですから、こうしたほうがいいとか、ここに行ってくださいとか、明確に指示できるように、内部で検討していただきたいと思います。これはお願いです。

それで、時間の関係ですけれども、24時間体制ということでお話がありましたが、これは夜間も同じ番号でいいのでしょうか。

○（保健所）保健総務課長

休日ですとか、夜間につきましても22-3117にお電話していただきますと、警備会社につながりまして、そこから当番の保健師につながるということになっておりまして、24時間やっております。

○高橋（克幸）委員

では、そちらにつながるということなのですね。

それで、実は昼カラのクラスターということで、心配だという方が実際出てきております。もう、もしかしたら保健所の対応で検査をされているかもしれませんが、もう1点の質問は、先ほど病床確保、須貝委員が質問していましたけれども、この点についてです。

一つ確認ですが、軽症者については、札幌市の宿泊療養施設にというお話がありましたけれども、たしか以前の説明では70歳以上の方だとか、基礎疾患のある方は札幌市には行けない、入院するしかないというふうに記憶しているのですが、この点について説明をお願いします。

○（保健所）保健総務課長

一定の基準がありまして、主治医の判断というところでの宿泊療養の活用になっていきます。ただ、当時と違っていて、当時は一旦軽症の方も必ず入院をしていただきまして、そして病状の悪化がないかどうかを確認した上で、主治医の判断で宿泊療養になりましたけれども、現在は入院しなくても外来で診察をしまして、主治医がこの方は宿泊療養しても大丈夫だろうという判断の下に、入院をせずに直接ホテルに行かれるという場合もあるということで、流れが一部緩やかになったといたしますか、変わってきております。

○（保健所）次長

今、委員からお話がありましたとおり、70歳以上ですとか、基礎疾患がある方については、やはり受入れは難しいということで、道からは伺っているところです。

○高橋（克幸）委員

心配する点は、このクラスターの情報を見ても、やはり年齢層の高い方が小樽市では多いと。逆に言えば、これからクラスターから派生するいろいろな状況を確認、広がりを見たら、さらにそういう同年代層の心配な、そういう方々が増えるのではないかというふうに心配しております。

今、次長から説明があったように、70歳以上の方、もしくは基礎疾患のある方、恐らく基礎疾患のある方は結構いると思うのです、小樽市は。私もありますけれども。そうなると、どうしてもこの病床確保をもう既にしっかりとしておかないと、間に合わなくなる可能性があるのではないかという心配です。

先ほどの説明では、小樽市立病院のほかに公的病院で打合せをして病床確保をするというお話でしたが、もう少しその先、中身が分かればお示しいただきたい。ここまではもう決まっているのだ、もしくは話し合いができてい

のだというのがあれば、お答えください。

○（保健所）次長

具体的な病床数については、この場ではお示しできないのですが、小樽市立病院で確保していただいている病床があふれた場合には次はどこで受け入れる、それがいっぱいになったら次はどこで受け入れるという話は、先ほど申しあげました新型コロナウイルス感染症対策協議会である程度打合せといたしますか、形は皆さんで共有しているところですので、その流れに沿って今後も取り組んでいくことになるかと思えます。確かに今、委員がおっしゃられたとおり、高齢者がどんどん増えていくということを我々も危惧しておりますので、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

私はありません。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって、新型コロナウイルス感染症関連事務及び保健所所管事務に関する質疑を終結いたします。

説明員の入退室ありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

これより、質疑に入ります。

自民党。

○須貝委員

◎小樽市立病院における新型コロナウイルス感染症対策について

まず、病院における新型コロナウイルス感染症の対策ということで、お話をさせていただきたいと思えます。

まず、小樽市立病院に関してですけれども、先日私の一般質問、それから予算特別委員会の質問の後、私と山田委員は小樽市立病院で視察を受け入れていただいて、外来の状況、それから入院の状況、新型コロナウイルス感染症の疑い患者をどう受け入れるのか、さらにはその後の人数が増えた場合のスペースだとか、いろいろなことをお聞かせいただきました。本当にありがとうございました。

それで、これでいいということはないので、この後、日々アンテナを立てて、また今回みたいなことも起きましたので、常にいろいろな事例を研究していかなければならないというふうに思います。それで、ハードの面は確認できました。今日は、ソフトの面でお話を聞きたいと思っています。

まず、小樽市立病院は、第二種感染症指定医療機関に認定されております。それで現在この小樽市立病院には、感染症の専門医という方はいらっしゃるのでしょうか。

○（病院）事務課長

当院に感染症専門医がいるかについての御質問ですが、当院については感染症専門医は在籍しておりません。

○須貝委員

ちょうど全国の、今回この新型コロナウイルス感染症を受け入れた病院の状況が出ていまして、やはりかなり多くの病院で専門医がいない状況で治療がなされているということが書かれています。

では、実際に専門医がいらっしゃらない中で、どなたが指揮を執って、今までの数か月間、この感染症の治療に当たってきたのでしょうか。

○（病院）事務部次長

新型コロナウイルス感染症の陽性患者の入院治療につきましては、当院の呼吸器内科の医師3名で行っております。

また、陽性確定前で、ただ入院治療が必要な患者、こちらについては輪番制で対応しております帰国者・接触者外来で担当した医師が入院治療を行い、陽性が確定した後は呼吸器内科に引き継がれるというような形になっております。

また、看護師などの病院スタッフにつきましては、新型コロナウイルス感染症の患者に関連する部分においては、入院する病棟というのはあらかじめ決めておりますので、該当する病棟に配置されている看護職員がシフトを組みながら対応しているという状況でございます。

○須貝委員

看護師のお話もしていただきましたけれども、そうすると呼吸器内科の医師が3名と、それから看護師の方が何名、総勢何名体制で医療チームをつくっているというような感じでしょうか。

○（病院）事務部次長

病棟の看護師の数、また、看護助手がいるのですが、こちらは現在数字を持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

○須貝委員

やはりいろいろなものを読みますと、この専門性のある医師が、今回感染症の患者はどこの科にいらっしゃるかわからないので、そういった院内のあらゆる科の医師方にアドバイスをできるような人が必要であると。また、こういった人材を育成することが必要であるというようなことが書かれています。そこら辺に関しての御見解だけひとつ伺いできますか。

○（病院）事務部次長

確かに感染症の専門医というものが配置されていれば、非常に当院といたしましても指揮系統がきちんとするかと思いますが、やはり全国的にも非常に数が少ないというところで、多くは呼吸器内科の医師がこの辺の治療に当たっていると思いますので、指揮系統といたしましてはなるべく呼吸器内科の医師の負担を少なくし、きちんと指示を出して判断できるように、なるべく負担が少なくなるような体制を整えているところでございます。

○須貝委員

それでは、病院の経営に関してお聞きます。

今回のコロナ禍によって、患者の受入れ体制を構築するためには、いろいろな弊害が出ていると推測します。

まずお聞きしますのは、3月、4月、5月度の外来数、入院数、病床利用率、それから手術件数と、前年同月比をお聞かせいただけますでしょうか。

○（病院）経営企画課長

それぞれの5月分につきましては、現在確定作業中でありますので、速報値として答弁させていただきます。

まず、外来延べ患者数は本年3月は1万7,109人、前年同月比マイナス6.3%、4月は1万6,281人、前年同月比マイナス12.5%、5月は1万4,050人、前年同月比マイナス23.5%。

入院患者数につきましては、本年3月は1万386人、前年同月比プラス0.4%、4月は8,568人前年同月比マイナス14.7%、5月は8,061人、前年同月比マイナス20.7%。

病床利用率につきましては、本年3月は86.8%、前年同月比プラス0.4ポイント、4月は74.0%、前年同月比マイナス12.8ポイント、5月は67.4%、前年同月比マイナス17.5ポイント。

手術件数につきましては、本年3月は337件、前年同月比マイナス10.8%、4月は299件、前年同月比プラス0.7%、5月は202件、前年同月比マイナス30.8%となっております。

○須貝委員

これを見るとかなり影響を受けているというのがよく分かります。特に経営状態も厳しい中で、小樽市立病院は全道のほかの市立病院と比べて、一番のアドバンテージというのはこの病床利用率がすごく高いところだったので。これすらかなりダウンしているということで、これも先日、新聞に出ていましたけれども、日本病院会などの調査によると、今回、受入れをした病院の約8割が赤字で、患者を受け入れた339病院で利益率が4月単月だけでも10.8%ダウン、全道で12%ダウンしていると。受け入れていない病院に比べるとかなり差があるというのが載っていました。

これに関しては、小樽市立病院はいかがでしょうか。

○（病院）経営企画課長

当院の本年4月の状況としましては、入院と外来の収益合計、それと医療費用との差、その差の収益に対する割合としてお答えいたしますが、その割合は3.4%となっております。これにつきましては、前年同月比でいいますと12.2ポイントの減少となっております。当院としまして、極めて厳しい状況でありますので、新型コロナウイルス感染症への対応のための空床確保や減床への補填などに対する国の交付金等の活用について要望していきたいと考えておりますので、引き続き国や北海道の動向を注視していきたいというふうに考えているところです。

○須貝委員

今お話があったとおり、もう一つの市で何とか解決できる問題ではなくて、国政マターの部分もすごく大きいと思います。診療報酬も今2倍にするとか3倍にするとかというのを出てはいますけれども、これでは賄い切れないということで確認させていただきました。また今後とも一緒にいろいろと考えてまいりたいと思います。

この項最後では、スタッフへの配慮についてということでお話しさせていただきます。

今回、国の第二次補正予算で最大20万円の医療関係者への医療給付金が決定したというふうに出ています。私は、どこかの質問でもありましたけれども、コロナ鬱というようなお話もありましたが、医療スタッフ、特に看護師への目くばせをぜひお願いしたいと思っています。今、小樽市立病院のもう一つの問題で、看護師不足というところも挙げられています。

これによって離職したりすることのないように、ぜひ医療スタッフの方への目くばせ、配慮をお願いしたいということで、見解だけひとつお願いします。

○（病院）事務部次長

委員のおっしゃいますとおり、当院の看護師等のスタッフにつきましては、第二種感染症指定病院のスタッフとしまして使命感を持ってリスクを負いながらも懸命に治療に当たっているところでございます。そのため、離職防止の観点といたしましても心のケアというのは、非常に大切なことだと認識しております。

当院といたしましても相談窓口、もしくは講演会といった心のケアの情報誌の発行など、様々な情報発信には努めているところでございますが、やはり従事者としても自分が感染するかもしれないとか、家族や友人に移してしまうかもしれないと、こういうストレスが非常に大きなものもあると考えておりますので、我々としていたしましても、しっかりとした医療物資の確保、また、院内の陰圧室を含めた各種施設の整備などにも力を入れていきたいと、このように考えているところでございます。

○須貝委員

◎新型コロナウイルス感染症に関連したごみの課題について

それでは次に、この新型コロナウイルス感染症に関連しましたごみの課題についてお話をさせていただきます。

御承知のように、ごみの収集作業員がリスクと隣り合わせで作業を続けているのだと私は考えています。もしこ

の現場で感染が広がれば仕事ができなくなって、これはすなわち市民の生活に混乱を来すことが予想されるというふうに思います。

まず、現在の小樽市の家庭系の可燃ごみの状況がどうなっているか、お聞きしたいと思います。2019年度、本年度の3月、4月、5月の状況をお聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

ごみの収集量についてでございますが、2019年3月の収集量が1,075トン、同じく4月が1,250トン、同じく5月が1,317トンとなっております。

続きまして、2020年3月の数字が1,180トン、4月が1,150トン、5月が1,313トンと、ほぼ同数となっております。

○須貝委員

これは、北海道新聞にも小樽市の状況が出ていたのですが、実は同じくして全国紙には全国の状況が出ていて、家庭ごみはすごく増えているということが出ていたのですけれども、これは小樽市の特異なのか、またいろいろ調べてみたいと思います。

それでは、家庭系可燃ごみの収集業者の数と、それぞれの作業員の数をお答えいただけませんか。

○（生活環境）清掃事業所長

ごみの業者と従業員の数につきましては、小樽市は可燃ごみについては、株式会社おたる清掃社と株式会社クリーンサービスの2社に委託しております。

従業員の数については、おたる清掃社が18名、クリーンサービスが16名の計34名となっております。

○須貝委員

それでは、これらの作業員の方々の安全を守るためにということで、まずこの収集業者の中での感染防止対策、それから小樽市としての指導といいますか、注意喚起といいますか、それぞれどのようにされているかお答えください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

まず、廃棄物を扱う際の感染防止対策についてですが、収集業者の対策としましては、まず従業員の体調管理、それから3密の回避、あとは小まめな消毒とか洗浄、そういったもののほかにマスクや手袋などの防護服や肌の露出の少ない作業着の着用、こういったものが挙げられるかと思えます。

当市としましては、国から示されております「廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A」、それから廃棄物の取扱いに関するチラシ、ごみの収集運搬作業における感染症対策に関するチラシなどの情報を、市内の一般廃棄物収集運搬業許可業者へ適宜提供し、各社において適切な対応を取るよう周知、対策を求めています。

○須貝委員

それでは、市民の方への注意喚起方法といいますか、周知方法といいますか、それについてお聞かせください。

○（生活環境）ごみ減量推進課長

同じく市民の方々につきましては、排出者として、ごみ袋はしっかりと縛って封をして出していただく、ごみ袋の空気を抜いて出していただく、ごみの量を減らす、あと、出した後にしっかりと手洗いをしていただくなどのことが挙げられてくるかと思えます。

私ども市としましては、令和2年3月4日に国から示されております「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について」という通知がございまして、それを受けまして環境省のホームページなどにも掲載されております「新型コロナウイルスなどの感染症対策のためのご家庭でのごみの捨て方」、こういったものにも記載されておりますとおり、使用済みマスクやティッシュを廃棄する場合には収集車や収集作業員が廃棄物に直接触れる

ことのないよう、二重袋とすることや空気を抜くことなどを市のホームページやフェイスブックで広報誌などを使いながら周知に努めているところでございます。

○須貝委員

環境省のホームページにある五つの注意ですよ。小樽市のホームページにも最後にきちんとリンクが貼ってあるのですが、これは非常にいいポスターといいますか、チラシですので、ぜひもう少し、何度も何度も、やったではなくて市民が理解してこそ初めて生きるものですので、ぜひまたそういった周知の方法を工夫していただきたいと思います。

何より、ごみというのは市民生活の根幹をなすものですので、ここに携わる業者の方が感染をする、もしくは市民の方がごみ捨てで感染するといったことがあってはなりませんので、ぜひともそこら辺はまた知恵を絞っていただきたいと思います。

○山田委員

それでは、報告を頂きましたが、本当に私も今日の朝に9名という人数を聞いて、びっくりしたところです。今後、感染者の感染経路の究明と、新型コロナウイルス感染症にかかった市民が一刻も早く回復をするよう、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

◎8050 問題について

6月9日、加藤勝信厚生労働大臣が記者会見で同居する高齢の親と50歳以上の子が孤立することで生じる8050問題について、今年度から研究事業に乗り出すと聞きました。厚生労働省によると、このことに関しては、平成27年4月に始まった生活困窮者自立支援制度で相談や支援をした世帯について社会的に孤立した世帯の生活実態や支援状況を分析、そうした世帯の実態をどのように把握し、支援するかについて検討すると聞きました。

最初に、全国でここ四、五年に8050世帯で孤立したと見られるケースはどのくらいの件数がありますか、分かる範囲でお知らせください。

また、本市の状況も併せてお願いします。

○（福祉）生活サポートセンター所長

まずは全国で判明した孤立死と見られるケースの件数ですけれども、孤立死について集約した統計等については公的にまとめられたものがないことから、件数については不明ですが、厚生労働大臣の会見の中で触れられました新聞社の調査や、平成30年に札幌市で発生した事例などが報道されており、全国的に孤立死と見られる事例は多数あるということは承知しております。

また、本市の状況におきましては、該当する世帯の孤立死については、これまで把握している事例はございません。

○山田委員

ある新聞社の調査では、親子同時の孤立死、これが3年間で14件28名という数字もあります。1980年代から1990年代まで、いじめによる不登校が問題視されていました。その後2003年の日本労働研究機構によりニートという用語の紹介に始まり、一部のひきこもりに対して2000年代から継続的に大規模な調査が行われたと聞いています。

また、この無職と思われるニートについて、定義では15歳から34歳までとし、あたかも若年層のみの問題と捉えられていたとも聞いています、この問題は2010年代に入り、ひきこもりやその家族からの相談が増え、中高年層の実態が明らかになっていると聞きます。

では、この内容はどのような内容なのか、お聞かせください。

○（福祉）生活サポートセンター所長

ひきこもりが社会問題として認知されるようになり、生活サポートセンターをはじめ、市のそれぞれ所管する部署において様々な相談をお受けする機会も増加しております。その中から見えてきた実態としまして、ひきこもりに至った理由は学業や仕事、疾病、人間関係など、様々な要因があること。また、ひきこもりの程度についても全く外出ができない方、近隣の買物程度はできる方など、それぞれの状況により異なるなど、事情や実態が多岐にわたることが改めて明らかになったものと考えております。

○山田委員

本当にそういう問題が多々あります。私の住むオタモイ地区にもそういったひきこもりの方々が複数いることは、私も聞いておりますが、平成30年3月5日の北海道新聞の記事では、8050問題に該当する親子が孤立死しており、前年に亡くなっていたと思われる状況もあったと聞きます。

この項最後に、2020年代、この問題を放置するとさらに深刻化すると聞いています。どのようなことが予想されるのか、分かる範囲でお聞かせ願いたいと思います。

○福祉部長

まず、このひきこもり問題についてですが、もともとは委員が先ほどおっしゃいましたけれども、1980年代、いじめによる不登校とか、若者の無気力問題ということから一旦社会問題になったわけですが、その後、一旦は埋没したのです。なぜかといいますと、そのときの若者は、親がまだ若くて働いていたということで、経済的な問題が伴っていないことから、一旦は埋没しました。そして、その後、若者の問題であるというふうに捉えられたままずっときたわけですが、実はこのとき10代だった若者は、そのまま引き籠もったままきいているということで、今50代になって、親ももう年金生活で経済的な困窮ということで相談が増えて、また改めて8050問題として社会に出てくることになったという経過がございます。

今後、どういった問題が起こるかということで、まずはやはり一番挙げられるのは、親亡き後問題ということで、親が高齢になって亡くなると、親の年金収入で生活していた子供というのが生活していけなくなるわけですから、そして仕事も何十年も引き籠もっていてできないということで、これはもう生活保護に行かざるを得ないのかと。あるいは親の遺産がある世帯もあるかと思うのですが、引き籠もっている方は様々な方がいまして、中には障害者の方とか、人とのコミュニケーションが苦手な方もいらっしゃると思いますので、そういった遺産の管理ができないとか、あるいは騙し取られたりとかということがあると。そういったことで、いずれはやはり経済的な困窮に追い込まれてしまうのではないかと。

あと、親が亡くなることで、ますます地域で孤立化していきますので、孤独死だとか、あるいはごみ屋敷問題とか、いろいろな問題が今後生じることになるかと思えます。引き籠もっている方というのは結婚しないので、人口増にもつながらない、働かないということで納税にもつながらない。社会保障を受けるということで、社会的な負担がどんどん大きくなっていく可能性があるということで、今後は、まだ親が元気なうちに何とか、この問題を解決するために動いていかなくてはならないかと。

今は8050問題と言われてはいますが、もう近々9060問題に移行していくというのが目に見えていますので、喫緊の課題だというふうに捉えているところです。

○山田委員

本当にこの8050問題が9060問題に移行していく、そういうことがよく分かりました。本年度から調査が開始されるということで、今後の調査結果により、効果的な対策を望んでおります。よろしく願いいたします。

◎新型コロナウイルス感染症に係る民生・児童委員の活動について

次に、民生・児童委員について何点かお聞きしてまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症拡大で民生・児童委員の活動に影響が出ていると聞いております。緊急事態宣

言下では訪問活動の自粛を余儀なくされ、解除後は第2波や第3波の警戒の中、3密回避と日常を両立させる新たな生活様式に対応した取組、これに対しての模索が始まったと聞いております。

では、このコロナ禍であった本市の民生・児童委員の訪問活動や定例会など、状況を最初にお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

まず、訪問活動につきましては、小樽市内は市内16地区の民生児童委員協議会に分かれています。原則的に全て中止している地区もあれば、特に気になる世帯のみ訪問している地区もあり、若干ばらつきがあります。地区ごとの例会を3月は中止した地区が多く、4月に入り順次再開し、地区会長が集まる会長会は今月から再開している状況となっております。

○山田委員

国内では感染確認が増えた3月初旬、全国民生委員児童委員連合会が通知を出したと聞いています。どのような通知を出したのか、お聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

通知の中身ですけれども、活動に当たり、感染予防を最優先し、無理のない範囲で行うこと、手紙、電話などを活用した活動も検討すること、会議開催等は延期や文書審議への変更、時間短縮の検討をすることや、個々の委員の意向や状況に十分配慮して、無理のない取組を行うことといった内容になります。

○山田委員

本当に回る方々も高齢の方が多く、直接そういうふうには訪問して顔と顔を合わせるようなことが本当に難しくなっていると聞いております。この自粛期間が長くて、面談する機会、これを大切にできる契機になったとも聞いています。例として、滋賀県草津市山田学区の飯田会長は、毎日散歩しながら独り暮らしの高齢者宅を外から見て、安否を気にかけていた。また、守山市では、わざわざ自宅から出てきて、そういう便りを受け取った。栗東市大宝東学区では無料通信アプリのLINEで民生・児童委員のグループを作成して、支援対象者や行政の生活支援情報の共有化を開始したと聞いています。

これらについては、コロナ禍での委員同士の接触を減らす狙いと聞いています。このような取組について、本市でも情報共有してはいかがでしょうか。御所見をお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

活動に制限がかかる中、他市でもいろいろと工夫されていることがありますので、効果的なものについては積極的に情報共有し、本市も今後の活動の参考にしていくことが重要と考えます。

○山田委員

いろいろと、まだ例が二つぐらいあるのですが、本市の民生・児童委員の活動がこれから再開となりますが、この新型コロナウイルス感染症予防と地域の関係づくりについて、市からこの民生・児童委員へ何か御助言、また提言だとか、協力関係、あればお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

昨年12月に民生・児童委員一斉改選がありまして、新しく民生・児童委員になられた方というのにもたくさんいらっしゃいまして、そういった新任者に対するフォローというのが、今十分にできていない状況で、かなり御苦労されているということをお聞きしております。

今後の対応としては、例えば社会福祉協議会や専門機関などの地域支援のネットワークなども最大限活用しながら感染予防対策も踏まえ、地域や世帯の実情に見合った相談、援助をしていただきたいと思いますので、市としましても、今後の活動の方向性については一緒に考えていきたいと思っています。

○山田委員

本当に高齢の方々が民生・児童委員をしているので、その点十分、市からのアドバイスをよろしくお願ひいたし

ます。

◎防犯カメラについて

それでは質問を変えて、防犯カメラについてお聞きします。

防犯カメラについては、トラブルが起きたときに映像を残すことにより証拠として、また犯罪防止の効果が期待されていると考えています。最近ではコンビニに設置されている映像が、あおり運転や暴走車が疾走する映像を捉えています。

事例としては、愛知県刈谷市では交差点や公園に900台の防犯カメラを設置、平成15年度の犯罪件数4,500件が、29年度には1,200件と3分の1になったと聞いています。また、札幌市厚別区では27年、1年間に約10件挙がっていた痴漢や声かけ等の報告が、30年には1件まで減少、同年から防犯カメラの設置を2,500台まで増やす計画が進行中と聞いております。

また、私が住んでいる幸・オタモイ地区でも6月19日、幸小学校区で声かけの不審者が出たとも聞いております。そういうものに対応できるのかと思っております。

また、蒲郡市では子供たちの安全を守るために、27年12月から市内で50台の防犯カメラが稼働、神倉公園近くで頻繁に起こっていた、さい銭泥棒が減少したということも聞いております。

では、町会や団体が北海道電力やNTTなどに依頼して設置しようとするとき、断られています。早急な防犯カメラ設置ガイドラインの作成を望みますが、現状をお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

これまで道内主要都市のガイドライン策定状況を調査してまいりましたが、このたび町会等が北電柱に防犯カメラを設置する場合について、北海道電力小樽支店へ確認しましたところ、設置すること自体は可能ですが、ガイドラインのほかにも市が責任を持つような書面の提出も必要であるとのことでありますので、改めてガイドラインを策定している他都市に運用状況、設置者に対する市の関わりなどを調査してまいりたいと考えております。

○山田委員

今、設置状況についてはいろいろと研究されていると思います。市民の方からも要望がたくさん出ておりますので、早急なガイドラインの作成をよろしく願いいたします。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

○丸山委員

まず、付託案件についてお聞きします。

◎議案第6号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案について

議案第6号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案についてですけれども、マイナンバーの通知カードが廃止されたことによる条文の変更ということですが、通知カードが廃止されることで、私たちに何か影響があるのかどうか、こういったところを説明してください。

○（生活環境）戸籍住民課長

先ほどの繰り返しになりますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により令和2年5月25日施行で、マイナンバーの通知カードが廃止されました。この廃止に伴う影響といった

しましては、まず一つ目として、通知カードがマイナンバーを証明する書類として使用できなくなったことです。ここで自分のマイナンバーが分からなくなってしまった場合、マイナンバーカードの取得、マイナンバーが記載された住民票の写し、または住民票記載事項証明書により確認が可能となっております。

また、マイナンバーを証明する書類として使用できないことについての経過措置といたしまして、通知カードに記載されている氏名住所が住民票と一致している場合に限り、引き続き経過措置としてマイナンバーを証明する書類として使うことが可能となっております。

影響の二つ目といたしまして、通知カードの廃止に伴いまして、新規発行や再発行、氏名住所等の記載事項の変更手続きができなくなったこと、これらが影響となります。

○丸山委員

今後マイナンバーカードを申請する方がいらっしゃると思うのですが、今までと申請方法に変更というのはあるのでしょうか。

○（生活環境）戸籍住民課長

通知カードが廃止されましても、マイナンバーカードの申請方法に変更はございません。

○丸山委員

マイナンバーカードについては、既に御本人の同意があるようではございますけれども、銀行の預金口座にマイナンバーをひもづけることができると。今後もマイナポイント事業だとか、あと、健康保険証としても使えるようにするかどうか、今日の新聞でしたでしょうか、運転免許証としても利用できるようにするというような、マイナンバーカードの普及策だと思うのですが、様々なことが打ち出されているのです。これは今年4月1日時点ではございますけれども、発行済みのカードが2,033万枚、人口に対する普及率が16%にまだとどまっているということで、個人情報、大事な情報がマイナンバーから漏れる、漏えいを心配する方もいるというふうにも報道もありますし、カードをなくすという可能性もあるわけで、様々な情報をひもづけることによって、カードを紛失したときの影響も大きいのではないかとこのふうにも思っています。マイナンバーについては、この制度自体の必要性と申しますか、そういったことにも疑問を感じるところで申し上げて、次の質問に移ります。

◎議案第7号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び議案第8号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

議案第7号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案と議案第8号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、先ほど報告がありました地域型保育事業については、昨年9月の定例会でも質問させていただいております。施設の規模によって様々なバリエーションがありますが、保育をされる職員の資格について問題があるというふうにも、そのときも、そして今も変わりませんので、問題があると思っております。特に、家庭的保育事業、それから小規模保育事業C型、居宅訪問型保育事業、こういった場合には保育士の資格を持っていなくても児童を預かることができる、こういった状態が生じます。いわゆる子育て支援員研修を7日間ほど受けるというふうにも昨年の定例会でお答えいただきましたけれども、このうち見学実習が2日間程度あるとおっしゃっていましたが、こういったものを受講して、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であれば、この家庭的保育者となることができるわけですが、この家庭的保育者1人でゼロ歳児から2歳児を最大3人同時に保育することができるというのがこの制度の中身で、この点について大きな懸念を感じています。保育者の負担はかなり大きくなると思いますし、実際にこういったことができるのかというふうにも思っています。普通の保育所と同じ、時間についても同じ状態で預かることができるというふうにも、昨年確認したところで大きな懸念があると。

先ほどの報告では、市内に該当の施設がないとおっしゃっていましたが、今後についてはいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

現時点では、今後の予定もございません。

○丸山委員

ただ、本市でも入所待ちの児童というのは毎月報告されていまして、こういったところの解消は、今後も図られていかなければならないというふうに思います。ただ、やはり本来、保育士資格を持っている人を採用してほしいと思っています。専門的に知識と経験を持った保育者だからこそ子供の成長と発達を支えて、子供の可能性を最大限開くことができるのではないかと考えておりますので、入所待ち児童解消については、保育士資格を持った方の採用を進めていただきたいということを申し上げます。

◎（仮称）北海道小樽余市風力発電所について

次に、（仮称）北海道小樽余市風力発電所についてですが、代表質問でも取り上げさせていただきました。答弁の中で、この計画について事業者が行う情報共有の点で市民が不満を持っていること、このことについて市は認識しているということが分かりました。現在、計画段階環境配慮書が出ていますけれども、印刷あるいはダウンロードができません。これをできるようにするなど、利便性の向上について要請していると答弁もありましたが、引き続き要請してほしいですし、市民の声を届けていただきたいと思うのですが、今、市内で小樽・余市の巨大ウインドファームの計画について考える会という団体ができています。小樽市内外からこの会に賛同する個人、団体が増えております。小樽・余市の巨大ウインドファームの計画について考える会は、度々市内でも余市町でも勉強会を開催しておりまして、風力発電の計画に関心を持つ市民も増えているということが分かります。

5月25日でしたけれども、呼びかけ人の一人から小樽市宛に建設計画に対する要望書が出ていますが、これに対する所感をお聞かせください。

○（生活環境）環境課長

要望書に対する市の所感ということでございますけれども、要望書の内容につきましては、考える会の皆さんが健康被害、眺望、自然環境などについて心配されていることを一つ一つ挙げられたものと認識しております。

○丸山委員

そういった一つ一つの心配していることを具体的に挙げて、それに対する要望を挙げているかと思うのですが、そういった心配について市としてどのように考えているのか、あと、どのような対応をしたのか、そういったところを聞かせてください。

○（生活環境）環境課長

このたび、北海道から市に対しまして、この計画に対する意見照会がございました。こういった団体等から挙げられた意見につきましては、できる限り市の意見としてこの中に盛り込んだ形で要望等をさせていただいております。

○丸山委員

それから、このほかにも市民の方から、この計画について意見が挙がっているかどうか、挙がっていれば、かいつまんでその内容について市はどのように考えているのか、お聞かせください。

○（生活環境）環境課長

市民からの主な意見ということと、市の考えということでございますけれども、まず主な意見としましては、自然環境の破壊について心配する声、それから環境が損なわれることに対する心配の声、それと森林伐採による土砂災害を心配する声、森林伐採をすることでCO2削減に逆行するとの声、超低周波音による健康被害を心配する声、それと全市民を対象とした住民説明会の開催を要望する声、ホームページ上で公表された計画段階環境配慮書の印刷ダウンロードを可能にしてほしい、そういった旨の声などがございます。

これに対して市の考えとしましては、市としましても環境保全や眺望景観上の影響を危惧しているところでござ

いますので、今後も本事業の環境アセスメントの各段階におきまして、住民の意見を踏まえまして、市として必要な意見を述べていきたいと考えてございます。

○丸山委員

様々な面で市民は懸念の声、反対の声を上げております。ぜひその声を事業者に届けていただいて、事業者の対応を引き出していただきたいと思えます。

代表質問の中で環境基本計画の六つの基本目標の一つである、自然と共生するまちづくりの具体的な取組である森林面積の維持、このことに対して森林伐採の影響が懸念されると、事業者に対して知事への意見書を通じて環境保全に配慮するよう要請していると答弁されています。この答弁は、風力発電計画に大きな心配、懸念を持っている市民にとっては、大きく励まされたものだというふうに思えます。傍聴に来ていた方からもそういった意見を伺っております。

そして、洋上風力と、それから山のほうの今回の計画、両方に風力発電所が設置されたときの影響についてもお聞きしましたがけれども、懸念される場合は、意見を述べていくという答弁がありました。懸念されるので、御意見を述べていってほしいのですが、この点についても市の姿勢を、取組を期待している市民が少なくないということをお伝えしておきたいと思えます。

配慮書段階です、今。それで、早い時期での全市民を対象とした説明会を、ぜひ開けるように働きかけをお願いしたいというふうに思えます。事業者は、今まで地元町会において町会役員と地元住民への説明会をしたというふうにしていますけれども、これで十分というふうには到底考えておりません。全市民を対象とした説明会、方法書が出る前に開催するよう、重ねて事業者に申し入れるべきだと考えますが、お答えをお願いします。

○（生活環境）環境課長

市におきましては、地元の町会だけでなく、市全体に影響のある計画と考えておりますので、全市民を対象とした説明会は必要と考えておまして、事業者につきましては再三にわたって要請したにもかかわらず、市全体の説明会を開催しなかったことは、少し残念だというふうに思っております。

事業者がこの理由を聞いたところですけれども、風車の配置等の詳細も決まっていない状態で、市民の皆さんから想定される御質問にはほとんど答えることができない状態であるため、今後、調査が進んで、環境影響評価方法書の段階で具体的な内容をお示しし、市民の皆さんの御質問に答えることができる状態になってから、全市民を対象とした説明会を開催したほうがよいであろうという考えだということをお聞かしております。

ただ、この結果に市としても納得したわけではございませんけれども、法的な義務づけがない中で事業者が最終的に判断したものでございますので、また、縦覧をされておりまして、縦覧で住民の意見を聞く機会を設けてもおります。そういうことから、現在のところ再要請については考えてございません。

ただし、今後、環境アセスメント手続の各段階において、丁寧な住民説明会は必要であると考えておりますし、また、知事の意見書の中でも丁寧な住民説明会が確実に開催されるように要請しておりますので、このことに注視していきたいと考えてございます。

○丸山委員

今、再要請する考えはないとおっしゃっていたので、少し残念です。確かに配慮書の段階だと、なかなか具体的にここに立てるとか、資材を運ぶために道をこういうふうにするから、このぐらい伐採しなければいけないと、具体的なことは出ていないのですけれども、事業者が具体的に説明できないから説明会をしないということではなくて、これだけ関心を持っている市民がどんどん広がっている、その市民の声を事業者として聞いてほしいという思いも、市民は持っていると思うのです。そして自治基本条例では、市内で事業をする、その事業者も市民の一部だと。まちづくりに、その事業者も参加して、もっといいまちにしていこうというのが、自治基本条例の理念だとも思えますので、そのことも訴えて、環境影響評価方法書の前に要請することはできないのでしょうか、お答えをお

願います。

○（生活環境）環境課長

事業者との計画段階環境配慮書を縦覧する前に、これまで何度か打合せ等をした上で出しております。会ったときに、昨年の秋口から市としましては、住民説明会は要請させていただくという方針ということで、何度もお伝えしておりますし、今回最終的な結論に至る前にも、先ほどあった市民の声、丸山委員がおっしゃっているように市民の声を吸い上げるということも大切ですので、ぜひとも開催してほしいということは再三申し上げてきた状況でございます。

ただ、繰り返しになってしまいますけれども、法的な義務づけのない中での要請で、最終的に事業者が判断されたということで、ここについては再度の要請というのはなかなか難しいというふうに、今考えてございます。

○丸山委員

そういう状況だということが分かりました。

私もまだまだ勉強不足のところもあります。未来に、長いスパンで影響のある計画だというふうにも思いますので、これからも取組をしていきたいと思っております。

◎おたる子育て応援アプリについて

おたる子育て応援アプリについてお聞きします。

今年度4月から導入されているかと思えます。周知方法、私の手元にはチラシがありますけれども、多言語でも使えるというふうにも書いてあるのですが、チラシのほかに周知している方法があるかどうか。周知方法で多言語の周知もしているのかどうか、お答えください。

○（福祉）こども育成課長

まず、チラシ以外の周知方法についてですけれども、市のホームページで紹介するほか、ポスターを作成しまして、保健所、図書館、子育て支援センターなどで掲示してございます。

あとは多言語での対応ですが、これは市のホームページで自動翻訳システムによりまして、英語、中国語、韓国語への翻訳が可能となっております。

○丸山委員

チラシの配布状況ですけれども、どういったきっかけで配布しているのか。

あと、このアプリはどのくらいの登録件数になっているか、お聞かせください。

○（福祉）こども育成課長

チラシの配布のきっかけでございますけれども、まず4月に作成しましたので、図書館ですとか、サービスセンター、戸籍住民課、児童館、子育て支援センター等に配布させていただきましたが、それ以外、やはり保健所が中心となっております。10か月、1歳半、3歳児の健診時に配布するですとか、あとは母子手帳とセットでお渡しする。あとは生後4か月までの赤ちゃんを対象とした「こんにちは赤ちゃん」、こういったときの訪問時に配布すると、こういったタイミングで配布してございます。

また、登録件数につきましては6月22日、おとといですけれども、307件ということで確認をしてございます。

○丸山委員

3か月で307件ということで、なかなかいいスタートではないかというふうに思います。市民の方にたくさん活用していただきたいと思ひまして、次の質問に移ります。

◎地域子育て支援センターについて

地域子育て支援センターについてです。

先日新聞報道では、市内3か所ある地域子育て支援センターが新型コロナウイルス感染症の関係で一旦休館していたけれども再開したと。ですが、今予約制で行っているという報道を見ました。そもそも休館する前、本来ど

んなスケジュールで動いているものか、お聞かせください。

○（福祉）こども育成課長

小樽市の設置しております市内3か所の地域子育て支援センターのセンター開放の本来の開所といいますか、スケジュールですけれども、奥沢のげんきにつきましては毎週月曜日、火曜日、水曜日に開放してございます。赤岩の風の子につきましては毎週月曜日と水曜日に開放してございます。銭函のあそぼにつきましては毎週月曜日、水曜日、木曜日、あと、小さな赤ちゃんだけを対象として金曜日、こういった形で開放は本来やるという形になってございます。

○丸山委員

これは開所していない日、あるいは時間というのは、どんなことをされているのでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

それ以外の日につきましては、子育て支援センターの主な事業内容が、この開放と、あと出向いて、例えば町内会館ですとか、そういうところに出向いて子育て講座等をやっていますので、今説明した曜日以外につきましては、そういった出向き事業を実施してございます。

○丸山委員

この子育て支援センターの開放事業についての昨年度の参加人数についてお答えください。

○（福祉）こども育成課長

昨年度の子育て支援センターの開放に参加した人数は、私どもでは親子の組数ということで把握してございますので、そういった形で説明させていただきます。奥沢のげんきにつきましては年間1,468組、赤岩の風の子につきましては202組、銭函のあそぼにつきましては819組の利用参加がございました。

○丸山委員

まとめて聞けばよかったですけれども、各施設1回当たりの参加は平均何組ぐらいになるのかお答えください。

○（福祉）こども育成課長

各施設1回当たりの参加平均ということで、1日に何組参加されたかということで説明をさせていただきますと、奥沢のげんきにつきましては1日平均11.4組、昨年度参加がございました。赤岩の風の子につきましては平均1.9組、銭函のあそぼにつきましては平均4.9組の参加となっております。

○丸山委員

場所によってばらつきはありますけれども、結構前になります、奥沢保育所に私は行ったことがありまして、あのときと変わらない広さだとすると11組というのは少し密になってしまうのかというふうにも、今少し感じたところでは。

現在の状況、各施設の開設日と参加人数についてお答えください。

あと、新型コロナウイルス感染症の感染予防についてもかなり気は使っていると思うのですが、今は予約制ということですが、現状の課題などがありましたら、それについてもお願いします。

○（福祉）こども育成課長

現在の子育て支援センターの解放の状況、開設日と参加人数、こちらも参加の組数ということで説明させていただきますが、6月1日から6月22日、昨日までの利用組数で説明申し上げますと、奥沢のげんきが49組、1日平均当たり4.9組の御利用となっております。赤岩の風の子は4組、1日平均0.5組、銭函あそぼは37組、1日平均2.6組という参加の組数となっております。

開設日につきましては、奥沢げんきが6月1日から22日まで10回、赤岩風の子が8回、銭函あそぼが14回となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染予防の関係で、今、6月は予約制で、人数制限をかけてございますので、

そういったことでの現状での課題ということですが、当日予約ということですので、どうしても利用する子供、保護者は少なくなっていますので、やはりもう少し開放的に利用していただくということで、利用の当日予約については、今後取りやめて、事前予約はないような形でやっていきたいというふうに考えてございます。そういった制約をなくしていきたいというふうに考えております。

○丸山委員

現在の参加状況は、やはり少ないとか抑えられてしまっているなどというふうに思いました。ただ、予約については、しないで利用ができるようにしていくというふうなお答えでした。ただ、新型コロナウイルス感染症の影響も今後どうなるか分からない中で、再度、その利用について制限しなければいけないこと、あるいは閉館しなければいけないことも出てくる可能性もあるというふうに思います。

一つ提案ですが、オンラインでの相談窓口、あるいはオンラインで時間を区切って、子育て支援センターで開放事業でやっていたことの一部にはなるのかもしれませんが、そういった取組ができないかというふうに思います。小さい子供と家の中に平日いなければならない、こういった状況は両方が機嫌のいいときは楽しいのですが、機嫌のいいときばかりではなく、やはり母親が追い込まれてしまうときもあるし、その可能性はどんな人でもあるのです。そのときに第三者が関わるということがとても支えになると思います。それを新型コロナウイルス感染症で阻害されない、できるだけ開放事業に近いとか代わる形をつくるために、オンラインでの相談窓口なりの検討をしていただけないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

子育て支援センターでの育児相談につきましては、実際お会いしてでの面談のほか、電話ですとかメールによる相談を受けてございますけれども、確かに新しい生活様式への対応というのが求められている中で、保育士におけるオンライン相談につきましては、その導入による効果ですとか費用、こういったことを含めて、検討してまいりたいというふうに考えております。

○丸山委員

そうしましたら、やはり電話ですとかほかの対面ではない相談もできるということですが、母親と、それから赤ちゃんにとっても顔が見えるコミュニケーションができるのであれば、そのほうが望ましいと思いますので、ぜひお願いをして、私の質問を終わりにします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時03分

再開 午後4時17分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○高橋（克幸）委員

◎一般廃棄物最終処分場について

まず、一般廃棄物最終処分場についてですが、今日は、延命工事の今年度分の事業について何点か質問をしたいと思っております。

今年度の予算で通っていますけれども、この最終処分場の拡張整備事業費が1億5,000万円で予定されているわけですが、この内訳についてお答えください。

○（生活環境）小野主幹

今年の拡張整備事業の施工費ですが、飛散防止ネットが約1億3,000万円、搬入道路の舗装が約1,200万円です。

○高橋（克幸）委員

飛散防止ネットの設置場所と延長数、それから搬入道路の舗装の規模、これをお聞かせください。

○（生活環境）小野主幹

今年度の拡張整備事業の内容につきましては、処分場外周の飛散防止ネットの設置、これが約600メートル、それから搬入道路の舗装、これは平均8メートルの延長が200メートルとなっており、現在、建設部に依頼しております。

また、1段目の土堰堤造成を処分場の管理委託業者へ委託しております。

○高橋（克幸）委員

先に確認しておきたいのですが、土堰堤造成の業務委託料、業務委託というふうにお話ししてはいたけれども、なぜ業務委託になったのか説明してください。

○（生活環境）小野主幹

土堰堤造成につきましては、ごみの埋立て作業と並行して行うこととなりますので、施工の安全性や効率性を考慮し、また一体的な管理により安価に施工ができることから、処分場の現管理委託業者である樽栄環境整備株式会社に委託しました。

○高橋（克幸）委員

それで最初の飛散防止ネット、搬入道路の件ですが、建設部に依頼しているということでしたけれども、この契約予定、いつ入札されるのか。どういう契約内容でやるのか、分かればお聞かせください。

○（生活環境）小野主幹

今年度の建設部に依頼している工事ですけれども、まず入札に関しては、大体11月頃と聞いております。契約内容につきましては、飛散防止ネットと道路の舗装を一括として入札という形になっております。

○高橋（克幸）委員

これは指名競争入札になる予定ですか、一般競争入札になる予定か、そこはわかりますか。

○（生活環境）小野主幹

ただいまのところ、まだ分かっておりません。

○高橋（克幸）委員

11月の入札予定となると、これはもう年度内には雪が降ってできないですね。来年の工事ということになるのでしょうか。

○（生活環境）小野主幹

工事につきましては舗装工事と、それから飛散防止ネットの建柱とネットの張りということになりますので、一応雪があっても施工ができるということで伺っております。

○高橋（克幸）委員

それから、土堰堤造成ですけれども、この工期はどういうふうになっているのか、そして、いつから、この区域にごみを埋め立てる予定なのかお答えください。

○（生活環境）小野主幹

まず、土堰堤造成の工期ですが、これからの予定として堰堤を1段、2段、3段と造っていく予定でございます。まず、今年につきましては1段目の造成という形になりますが、今年、来年で、まず1段目の造成を考えておりま

す。2段目以降はごみをまず入れまして、ごみがある程度埋まってから、その上にかさ上げを行っていくという形を取ります。ごみの搬入ですが、今のところ令和4年4月を予定しております。

○高橋（克幸）委員

延命工事の全体像が、非常に言葉でやり取りしても分かりづらいということです。これはお願いですが、他都市の例でありますけれども、計画平面図です、小さいですが。前に桃内の廃棄物最終処分場のものも、こういう図面がありました。ですから、延命工事の計画平面図、それから今お話しされていた全体の工程、埋立て計画図、それと断面図をセットにしたものを、今すぐとは言いませんが、ある程度固まったら予定計画でも結構ですので、委員会に提出していただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○（生活環境）小野主幹

図面ですが、まとまりましたら委員会に提出いたしたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

◎産業廃棄物最終処分場について

もう一つ、産業廃棄物最終処分場についてです。

実は昨年に、これは北海道建設新聞に載りましたけれども、環境省が2016年度時点でまとめた産業廃棄物最終処分場の残余容量の状況が報告されました。道内全体で見ると残余容量が約940万立方メートル、年数にして平均であと13年という調査結果が出たわけです。本市も古くから、あそこの産業廃棄物最終処分場を供用していますので、もう結構な年数ですから、私の感覚ではかなりいいところまで満杯になってきているのではないかという懸念があったので、その件についていろいろ質問をさせていただきたいと思っております。

まず、この産業廃棄物最終処分場の取扱い品目をお示してください。

○（生活環境）小野主幹

ただいまありました産業廃棄物最終処分場の取扱い品目ですが、まず廃棄土砂、がれき類、建設木くず、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずとなっております。

○高橋（克幸）委員

施設の概要ですが、いつ供用開始になったのか。それから、全体の埋立て容量は幾らなのかお聞かせください。

○（生活環境）小野主幹

まず、産業廃棄物最終処分場の開設ですが、昭和59年12月15日となっております。埋立て容量につきましては554万7,000立方メートルです。

○高橋（克幸）委員

現在まで埋立てられている量は幾らなのか。そして、この埋立て容量に対する割合についてお答えください。

○（生活環境）小野主幹

現在までの埋立て量ということですが、令和2年3月31日現在で約550万立方メートル埋立てが完了しており、現残余容量は48,000立方メートルとなっており、割合としては、9割5分ぐらいの埋立てとなっております。

○高橋（克幸）委員

ほとんど、もう埋まってきているということです。

それで、この清掃事業概要、令和元年度版の資料によりますと、ここにグラフがありますけれども、直近10年間で埋立て実績はどのくらいなのか、毎年平均数でいいですので、どのくらいになっているのかお答えください。

○（生活環境）小野主幹

清掃事業概要の過去10年の埋立ての推移ということですがけれども、大型工事等の突発的な搬入を除けば、ほぼ横ばいで推移していると考えております。

(「平均で分かる」と呼ぶ者あり)

失礼しました。平均は、ここ10年間の年の平均埋立て量は約21,500立方メートルとなっております。

○高橋(克幸)委員

平均でいくと、もうあと2年もすれば全部埋まってしまうという状況になろうかと思えます。

一般廃棄物最終処分場のように延命処置をするのかどうか、もしくはほかのところをもう探しているのか、その点について本市の考え方をお聞かせください。

○(生活環境)小野主幹

今後につきましては、残容量がもう少ないということで、軽微変更による現処分場容量の10%未満までの増量が可能であるということから、北海道へ軽微変更届を提出し、延命を図る予定であります。

○高橋(克幸)委員

10%ということは、約50万から60万立方メートルということになります。そうすると、それをもしできた場合には、残余年数は幾らになりますか。

○(生活環境)小野主幹

ここが約50万立方メートルというところでいきますと、今年の平均が約2万1,500立方メートルということなので、単純にいくと約18年ぐらい延びるということですが、ただ、施設も少し古いものですから、その辺の今後の維持管理等のバランスを見ながら、継続をしていくかどうかということを考えていかなければならないと思えます。

○高橋(克幸)委員

実際には道との協議もあるのでしょうかけれども、具体的にはいつから始めて準備を進めていくのか、いつから延命措置の具体的な工事準備に入るのかお答えください。

○(生活環境)小野主幹

延命処置については、令和3年度に北海道の5年に1度の定期検査がございまして、これの検査をクリアした後、先ほどの軽微変更の増量を申請しようと予定しております。

○高橋(克幸)委員

最後ですけれども、産業廃棄物ですので、建設リサイクル法の関連で大きい影響があったのだらうなど。産業廃棄物の多くを占めていたのが建設業の廃棄物でしたから、コンクリートだとか木材だとか、鉄を含めたコンクリートも含めて、相当数の影響があったのではないかと私は考えているのですが、これについてはいかがですか。

○(生活環境)小野主幹

ただいまの建設リサイクル法の影響という部分ですが、特に数字としては押さえておりませんので、直接的な影響かどうかは分かりませんが、建設リサイクル法などによる搬入規制後については、建設木くず等の搬入も減少はしております。

○高橋(克幸)委員

これも要望というかお願いですが、どうしても市役所は縦割りで、この建設リサイクル法については建設部の所管になってしまうものですから、届出のある建築指導課が特に情報を持っていると思えます。できれば、こういう最終処分場の行政事務に関しても、そういう影響をやはり確認する必要があるのだらうと思っていましたので、そういう横の連絡を取りながら情報交換をぜひしていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○(生活環境)小野主幹

確かに今後、処分場の維持管理等にもおける部分でもありますので、連絡を密に取ってやっていきたいと思えます。

○委員長

公明党の質疑を終結します。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

立憲・市民連合に移します。

○高橋（龍）委員

◎おたる子育て支援アプリについて

1点目、おたる子育て応援アプリについてお聞きいたします。

この4月に運用が開始されましたおたる子育て応援アプリ b y 母子モについてお聞きするのですが、リリースされてすぐに私もダウンロードいたしまして、実際に利用させていただいております。

まず確認です。このアプリに実装された機能についてですけれども、できることをお答えいただけますか。

○（福祉）こども育成課長

おたる子育て応援アプリ b y 母子モの主な機能ですけれども、子育て支援情報の配信、また予防接種のスケジュール管理、妊娠中の体調管理、子供の成長記録、家族での共有、こういったことが挙げられます。

○高橋（龍）委員

実際に私も触ってみて、非常に使い勝手というか、いいかというふうに思っております。

先ほど質問したように4月からサービス提供となりましたけれども、現時点でダウンロード数が307件というふうに御答弁がありました。

ここで聞きするのですが、市の想定している主にアプリを利用すると思われる対象者及びその数について伺いたいと思います。御説明をお願いいたします。

○（福祉）こども育成課長

主な対象者ですけれども、主に妊娠から小学校入学までの子育て世代をターゲットとしてございますが、広く子育て世代の方に御利用いただきたいというふうに考えております。定量的な想定数値ですとか目標値、そういったものは設定はしてございません。

○高橋（龍）委員

次に、ダウンロード数が307件ということですが、この数というのは当初想定していた数、予想していた数と比べてみていかがでしょうか。もしダウンロード数の目標値というのがあれば、それとの対比または今回のこの結果、307件という件数に対しての所感をお願いしたいと思います。

○（福祉）こども育成課長

まずダウンロード数が、当初想定した数と比べてみてどうかということですが、主な利用者が母子手帳を取得する際に登録する方を想定しておりましたことから、現時点の数値というのは少し多いと、そういった印象を受けております。

あと、ダウンロード数の目標値、数字的なものはないのですが、今言ったとおり、少しこれは数字的には多いというふうに認識しております。

○高橋（龍）委員

それでは次に、このアプリにおいて実際に利用された方の御意見などが聞こえていたら、そうした点、または市で考える修正していくべき点というのがありますでしょうか。もしあれば、その理由についてもお答えいただきたいと思います。

○（福祉）こども育成課長

現時点で、利用された市民からの御意見等は頂戴してございません。

アプリで修正していく点につきましては4月1日から利用開始して、新型コロナウイルス感染症の関係もありまして、本格的に、積極的に情報発信等ができていないという状態がございましたので、運用上の問題ですとか改善点等については、これからというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

先ほども申し上げたように、今私も使ってみてですが、インターフェースの使い勝手もよくて、今後うまく利用が進んだときに機能が拡充される可能性もあるかというふうに淡く期待しております。

課題の修正というのではなくて、さらにサービスを向上させるための機能拡充について、今ほどの御答弁と重複するかもしれませんが、これに関してどのような御見解でしょうか。

○（福祉）こども育成課長

このアプリは本市のみならず、全国250以上の自治体で導入されていると伺っておりまして、利用者が小樽市内に限らず、全国の方が利用されていると。そういった全国の利用者の声が反映されることで、子育て世代の利便性向上につながるための機能拡充が期待できるものと考えております。

○高橋（龍）委員

次に、副次的な効果かもしれませんが、このアプリから御登録を頂くことによって、どのようなデータを得られるかという観点で質問をいたします。子育て世帯の方々に御利用いただくに当たって、市で得られるデータ、どのようなものがありますか。例えば利用者、登録者の年齢層であるとか、父母など保護者のうちどなたが登録されたのか。または平均のセッション時間、アクティブユーザー数など、どこまで把握できるものでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

一つ目に、ユーザー数としてですけれども、これは累計のユーザー数ですとか、あとは家族で共有できますので共有機能の利用者数ですとか、新規の登録者数、退会者数。

次にユーザーの属性ですけれども、これはユーザー本人、あとは胎児、また出産後の子供の年齢ですとか性別、こういったものがございます。最後にアクティブユーザーですが、実際にサイトに訪問したユーザー数として1日、1週間、1か月単位でのアクティブユーザー、そういったものが把握できるものでございます。

○高橋（龍）委員

そうした定量的なデータから分かることなど、今後進めていく中で期待される効果についてお示しを頂きたいと思いますが、こちらはいかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

このアプリですけれども、紙の母子手帳と並行して御利用いただくサービスというのが、このアプリがコンセプトでもあります。まずは予防接種ですとか乳幼児健診などの管理において、保護者をしっかりとサポートすると。これら予防接種等を着実に受診していただくことが、今後進めていく中で期待される効果であるというふうに認識しております。加えて地域の子育て情報を発信することで、子育てがしやすいと感じていただける市民の割合が高まればというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

今、紙との併用の話もありましたけれども、やはり側面的なサポートをしていくことで子育ての、小樽においての利便性が上がるのだというふうには認識しています。

この中で市内の子育て情報という機能があるのですが、そこに載せることができるイベントは市が主催するものに限られるのでしょうか。もしくは事業者向けなのか、または営利を目的としない支援団体等なのか、判断が変わってくるかとも思いますけれども、方針についてお聞かせいただきたいと思います。

○（福祉）こども育成課長

このアプリでの掲載情報につきましては、市が主催するものに限ると、そういったことではないというふうを考えており、運用については、市のホームページへの掲載などの取扱いも参考に対応してまいりたいと考えております。子育て支援情報を幅広く配信できるように、運用してまいりたいというふうを考えております。

○高橋（龍）委員

ぜひ、官民間わず充実した内容で発信していただきたいと思います。

この項最後に、新型コロナウイルス感染症に関連して何うのですけれども、今回、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて、このアプリを用いて行ったこと、つまり、これまでに行ってきたことというのはあるのでしょうか。4月のリリースでしたので、それほど多くないかもしれませんが、そこに関してお聞きしたいのと、また今回できなかったものの、次に感染拡大が進んだとき、目下クラスター発生でにわかにな状況が変わってくるかもしれませんが、その中で今後発信していきたいというふうを考えていることなどありましたら御説明いただきたいと思います。

○（福祉）こども育成課長

子育て支援センター事業の中止ですとか再開のお知らせ、そういったことを除いて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて行ったことというのは残念ながらないのですけれども、感染拡大が進んだときに発信したいと考えていることなどについては、現在登録しているユーザー情報を分析するなどにより、アプリの効果的な活用、情報の発信、こういったことに努めてまいりたいというふうを考えております。

○高橋（龍）委員

今回、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、例えばこのアプリでどういうことができたらいいかというお話の中で、保護者たちから、一例ですけれども、子供のメニューがあってデリバリー可能な飲食店であるとか、または子供との家庭内での過ごし方、特にストレスを抱えておいでの子供、または保護者もいらっしゃるでしょうか、そういった点での、直接的に、このこども育成課の通常発信しているものと違うかもしれないのですけれども、少しでもそういった不安解消というところに取り組んでいただきたいとお願いを申し上げて、この項を終わりたいと思います。

◎しあわせな地域づくりワークショップについて

続きまして、しあわせな地域づくりワークショップについてお聞きしていきます。

先日、予算特別委員会でも質問させていただきました。Zoomを用いたこのワークショップに関してですけれども、ワークショップの狙い、また課題等についてお聞きしたところですので、実施に当たって具体的に幾つか伺っていききたいと思います。

一つ目、テーマ別会議、地区別会議に分けられていて、日ごとに内容が違ってくるものというふうに認識をしています。ワークショップということは住民参加型といいますか、その日の流れに沿って御意見もお聞きしていくということになります。地域、テーマ、それぞれ違ったワークショップ内で行っていくことというのをまずお聞きいたします。

○（福祉）主幹

様々な立場の方に御参加いただくことを想定しておりますが、地域別、テーマ別、いずれも参加される皆さんが小グループに分かれて、日頃感じている地域で暮らす上の困り事を共有し、その困り事を解決するためのアイデアについて話し合う予定としております。地域別では、その地域特有の課題などが話し合われるでしょうし、テーマ別では、それぞれのテーマに特化した課題について意見交換を行うことになろうかと思っております。

○高橋（龍）委員

次に、今回のワークショップ開催に当たって、参加者を募っている方法というのをお知らせください。

また、参加人数の見込みも、併せてお示しいただきたいと思ひます。

○（福祉）主幹

まず、参加者を募っている方法についてでございますが、新聞で報道していただいたほか、地域の情報サイトへも掲載していただきました。また市のホームページやフェイスブックなどのSNSを活用するほか、地域福祉計画策定委員会委員の皆さんからも周りの方などへお声かけいただいているところですし、広報おたる7月号にも周知記事を掲載する予定としております。参加人数につきましては、各回30名を目指して周知を行っているところでございます。

○高橋（龍）委員

新聞、ローカルウェブサイト、SNS等を使って周知をしていただいているということですので、私としても30人以上、多くの方々に集まっていただくということを期待しております。

続いて、このオンラインワークショップの中で頂いた御意見の反映についてお聞きします。もちろん、この中で出てきたものは貴重な御意見として記録をされていくものと思ひます。どのような観点の御意見が欲しいというふうに市としてはお考えでしょうか。

○（福祉）主幹

地域福祉計画ですけれども、支え合いの仕組みづくりと呼ばれる計画になります。そのことから、ワークショップで共有された課題について様々な立場の方々がかどのように協力すれば解決できるか。いわゆる協働、連携という観点の意見が欲しいというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

今、協働、連携という言葉がありましたけれども、まさに、この地域福祉計画においては非常に大事になってくる考え方と思ひますので、そういった有益な御意見と申しますか、たくさん頂けるようにファシリテートもよろしくお願ひしたいと思ひます。

1回当たりの時間というのが90分ほどと記憶をしております。長さとして、私としてはちょうどいいのかというふうに感じるのですが、中には時間全てに参加できない方というのもしらっしゃると思ひます。途中参加、あるいは途中退室というのは可能ということで確認してよろしいですか。

○（福祉）主幹

途中参加も途中退室も可能ですので、気軽に参加していただきたいと考えております。

○高橋（龍）委員

途中参加、途中退室可能ということで確認させていただきました。

そして、この項初めには内容についてお聞きいたしました。それを受けて、使用する機能についてお聞きいたします。

ワークショップをスムーズに行うためにグランドルールと呼ばれますけれども、その日のオンライン会議のルールについて御案内をする必要があるというふうに認識をしております。このルールについて検討している内容、また原課の立ち位置と申しますか、役割等はどうかということもお示しいただけますか。

○（福祉）主幹

グランドルールにつきましては、最初にワークショップの進め方や時間配分などを説明した後に、約束事として4点、参加者の皆さんにお伝えしたいと考えております。1点目は、ほかの人が発言できるよう発言は短めにしましょう。2点目は、発言者の話は最後まで聞きましょう。3点目、発言された意見を批判しない。4点目、楽しい雰囲気になるよう心がけましょうということで、この4点をお伝えする予定です。

なお、議論がそれないう、グループごとに進行役を配置する予定としております。

次に、原課の立ち位置ですが、あくまで事務局としての立場ですので、積極的にグループの議論に入ることはし

ませんが、参加者の間で何か疑問が生じた場合には、その疑問などに回答することによって円滑な進行を心がけたというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

今のお答えを聞くと、まさにファシリテーター役としてというか、進行の妨げにならない程度に市の職員の方々が入っていただけるということで、また、ルールに関しては、通常の一般的な対面のワークショップとほぼ変わらないかというところなので、ここを周知しながら当日のスムーズな流れというのを期待するのですが、参加人数が分からないのでもしお考えがありましたらというふうに事前にお知らせしたのですが、先ほど御答弁の中で小グループに分かれてというお言葉がありましたので、ブレイクアウトセッションという機能を使って少人数のグループに分けて話し合いをすることができるのですという質問をしようと思いましたが、これは使うという前提で確認してよろしいですね。

○（福祉）主幹

参加された方の対話のしやすさというものを考えたときに、例えば30人の参加者全員で話し合うよりは、例えば四、五人ぐらいのグループで話し合うほうが議論が活発になると考えていますので、委員のお考えのとおり、ブレイクアウトセッションを有効に活用しようと考えております。

○高橋（龍）委員

次に、録画の機能についてはいかがでしょうか。無料のアカウントでもパソコンに録画して、後にユーチューブにアップするということもできますし、単純に記録の方法としても有用であると思います。このあたりに関しては、どのような方向性でしょうか。

また、逆に録画をする際には、それこそグラドルルール等でも周知しなくてはならないというふうに考えるのです。そのあたりも、考え方を含めて御説明を頂きたいと思えます。

○（福祉）主幹

録画につきましては、あくまで記録用にとどめて、ユーチューブなどへのアップは考えておりません。やはりユーチューブなどで自分の発言が公開されるとなると本音が話せなくなるという点、話しにくいと感じる方も少なからずいらっしゃる可能性がありますので、あくまで記録用として、話し合われた意見を確認、整理するために録画を行うということを参加される方に対して、ワークショップ冒頭に周知したいと考えております。

○高橋（龍）委員

この項最後になるのですけれども、今回、庁内のパソコンではなくて持ち込んで使われる予定というふうにも委員会の中でもお聞きいたしました。さらに予算特別委員会の質問の中で御答弁としていただいたのは、今後オンライン会議専用のパソコンを用意することもできそうというニュアンスのお話がありました。

地域福祉課にお聞きするのは少し違うのかもしれませんが、このワークショップには庁内のパソコンの用意は、結果間に合わないものでしょうか。

○（福祉）主幹

今回のワークショップの開催に当たりましては、情報システム課よりパソコンを1台借りることができましたので、事務局としてその1台を活用しようと考えております。

○高橋（龍）委員

セキュリティの関係とか、そういったものもいろいろ指摘させていただきましたので、やはりこういった形で庁内でさらに、この今回のワークショップを皮切りに、いろいろなところでこうした取組が進んでいったら、効率化であるとか、または新型コロナウイルス感染症の影響を極力避けるという意味合いからも有用であると思いますので、引き続きよろしく願い申し上げまして、質問を終わりたいと思えます。

○委員長

立憲・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後5時00分

再開 午後5時16分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○丸山委員

日本共産党を代表して議案第6号ないし議案第8号はいずれも否決、陳情第2号及び陳情第3号についてはいずれも採択の立場で討論をいたします。

議案第6号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案についてです。

マイナンバーカードには現在、銀行の預金口座がひもづけられるようになっており、また今後、健康保険証、運転免許証としての利用も予定されております。便利さだけが喧伝されますが、情報漏えいの心配が払拭できないこと、万が一紛失したときの影響が大きくなることなど、デメリットも大きくなります。普及が進まないことから、マイナンバーカードを持たなくても日常生活には何ら支障はないと言えることから、マイナンバー制度自体に反対します。

議案第7号小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び議案第8号小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてです。

この制度の活用により待機児童の解消が期待されますが、一方で保育の質の低下が心配です。研修を受けた家庭的保育者というのではなく、きちんと資格を持った保育士の採用を増やし待機児童をなくす。保育士という専門家が職場集団の中で経験を積むことで子供たちの成長と発達を支え、子供たちの可能性を最大限に引き出すことが重要だと考えますので、この制度に反対いたします。

陳情第2号子ども医療費の小学校卒業まで無料化方についてです。

今年度から未就学児の通院についても医療費を実質無料化と助成制度が拡大されることは喜ばしいことです。しかし日本共産党はさらなる少子化対策、子育て支援の必要を訴え、子どもの医療費無料化を中学校卒業まで拡充することを目指しています。少子化に歯止めがかからない現状を見ると、引き続き子どもの医療費の助成拡充に取り組む必要があると考えることから、採択を主張します。

最後に、陳情第3号朝里にまちづくりセンターの建設を求める陳情方についてです。

地域住民が長年にわたり要望し、既に建設用地も想定されているまちづくりセンター建設ですが、長年運動を続けるこうした取組を続けておられる地域住民の要望に応え、まちづくりセンターの建設を実現するべきと考えます。

各会派の賛同をお願い申し上げて、討論を終わります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第3号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、議案第6号ないし議案第8号及び陳情第2号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情第2号は継続審査と、それぞれ決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。